

「経済成長戦略大綱」と生産性改革

(Economic Growth Initiative)

—人口減少を生産性向上で克服する「日本型成長モデル」を創る—

坂田一郎

1. 経済成長戦略大綱(2006年7月)のポイント

- 人口減少を克服する「日本型経済成長モデル」の実現を目指す。
- 「IT革新等による生産性向上」、「技術革新」、「アジア等の海外のダイナミズム」を3つの梃子とする。
- 人材育成、インフラ、金融、技術開発、知的財産の5分野について、国際的にみて遜色のない制度環境を創る。特に、人材への投資を重視する（「人財立国」）。
- 特に、国際的にみて生産性が低く、これまで政策努力が不十分であった医療、流通、金融等の「サービス産業」に対し、集中的な政策投入を行う。

2. 中期的な戦略目標

- 今後10年間で、年率2.2%以上の実質経済成長、2015年度一人当たり実質GNIを3割増加させることを視野に、制度改革、税制改正、予算措置、連携の場の創設を含む、多様な政策を集中実施する。
- 政策分野別の目標は、下記のとおり（経済産業省試算の効果）。
 - ・ 技術革新により競争力強化と生産性向上 0.2%以上
 - ・ IT革新による経営力強化、コンテンツ市場拡大 0.2%以上
 - ・ サービス産業の革新を通じた生産性向上や市場拡大 0.4%以上
 - ・ 労働参加率の向上と人材の質の向上 0.4%以上（注）各項目の間には、重複計上がある

3. 実現の枠組み

- 政府と与党で合意し、成長という一つの目標に向けて、力を結集。

- 短期・中期・長期に分けた「工程表」によって、政策の進捗状況を点検、管理を行う。(2006年策定時 340項目、2007年改定時 513項目)
- 「経済成長戦略推進要望」という予算の枠組みを活用して、歳出改革を堅持しつつ、成長への寄与の高い施策を選別し、予算の重点配分を実施。(2006年度)
- イノベーションの加速や人財投資に関する国際的な政策競争を意識。

4. 成長戦略の5つの柱 (※：具体的な項目は例示)

- 第1章 イノベーション加速による国際競争力の強化
 - ・ イノベーション・スーパーハイウェイ構想
 - ・ 世界トップレベルの研究拠点30カ所の創設
 - ・ ロボット、半導体、環境負荷の少ない航空機、部品・材料産業など、我が国が国際競争力を持つ戦略分野での産学官連携プロジェクトの推進
 - ・ 新薬の審査体制の2倍増、審査期間の大幅短縮
 - ・ 観光産業の国際競争力強化(「観光立国」)
 - ・ 農林水産品の輸出の大幅拡大
- 第2章 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)
 - ・ 5年以内に世界トップクラスのIT経営を実現
 - ・ 電子商取引、電子タグの標準化
 - ・ サービス研究拠点、サービスの評価指標、サービス統計の整備
 - ・ 「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の開催
- 第3章 地域・中小企業の活性化
 - ・ 地域クラスターの形成
 - ・ 事業再生に貢献する地域的なネットワークの創設
 - ・ 地域資源の活用プログラムの創設(1000の新事業創出支援)
- 第4章 イノベーションや規制改革による新たな需要の創出
 - ・ 新技術の市場化を妨げている規制の見直し
- 第5章 生産性向上型の5つの制度インフラ

- ・ 産学人材育成パートナーシップの創設
- ・ 人材育成ルートの大規模化（社会人対象の専門職大学院の拡大など）
- ・ 大学の国際化
- ・ アセアン域内での物流コスト及びリードタイムの半減（2015年）
- ・ アジア・オープンスカイによる国際航空ネットワークの構築
- ・ 電子記録債権制度の導入
- ・ 日本版預託証券（JDR, Japanese Depositary Receipts）の導入
- ・ 特許審査の待ち時間を大幅に短縮
- ・ 我が国からの国際標準提案の倍増

5. 過去1年間で実現した政策群

- サービス産業生産性向上の産学官による運動の開始
- 産業活力再生特別措置法の改正
（サービス産業のイノベーションを支援、包括ライセンスの登録制度の導入、技術経営に関する政策支援を充実、事業再生の仕組みの強化）
- 減価償却制度の40年ぶりの抜本改正
（アメリカや韓国と比較して競争上、不利とならない制度とする。特に、競争の激しい半導体関係については、償却期間を短縮。）
- 「企業結合（合併）審査のガイドライン」の抜本改正
（国際競争やイノベーションに実体に合わせて、独占禁止法上、合併を認める基準を現代化）
- 「東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)」の設立
- 「アジア人財資金構想」の具体化
（アジア等から優秀な留学生を日本の大学・大学院へと招き入れ、日本企業への就職に繋げる枠組み創り）
- 「高度金融人材育成協議会」の創設（金融イノベーションの人材育成）
- 地域・中小企業のイノベーションや企業誘致を加速する法的枠組みを整備

(参考) 産業活力再生特別措置法 (イノベーション促進法) の改正

のポイント

1. 改正の目的

- ①イノベーションを加速するための事業環境の一括整備 (協働を促す税制措置、知的財産権制度、日本版バイドール制度)
- ②地域の事業再生の円滑化

2. 改正のポイント

(1) サービス産業の生産性向上

- ・ サービス産業は雇用・GDPの約7割、生産性水準は米国の約6割。
- ・ 小売業、情報処理サービス業等の業種毎に、課題と対応の方向性を示した生産性向上指針を策定し、生産性向上を加速。

(2) イノベーション促進に向けた政策支援の強化

- ・ 政策支援の対象として、他社の技術や知的財産を活用する場合、異業種の事業者が経営資源を融合させる場合の2点を追加し、他社の経営資源の活用(open innovation)を促進する。
- ・ 「日本版バイドール(Bye-Dole)制度」に、ソフトウェア開発を追加し、制度を恒久化。
- ・ 企業の技術経営(Management of Technology)力を強化

(3) 包括的ライセンス契約に関する特許権の通常実施権の登録制度の創設

- ・ 包括的ライセンス契約に関し、技術分野ごとに特許権の通常実施権を特許庁に登録できることとし、その際、ライセンシーの名称を公示しない制度を創設。

(4) 事業再生の円滑化

- ・ 地方の不良債権処理が残された課題。
- ・ 事業再生の裁判外紛争処理手続制度(特定認証ADR制度)の創設、私的整理(voluntary arrangement)の債権者調整中のつなぎ資金の債務保証制度の創設等により、事業再生を円滑化。